

# 番号制度導入に向けた 自治体の取組み

## 自治体の紹介



▶人口：180,963人（平成26年6月1日現在）  
▶面積：16.5km<sup>2</sup>

各自治体において番号制度の導入に向けた準備が急ピッチで進められているが、市長の強力なリーダーシップの下、着々と作業が進められる三鷹市に現在の状況を説明していただいた。

FILE  
NO.

02  
三鷹市

## 三鷹市における社会保障・税に関する番号制度の検討について

三鷹市社会保障・税に関する番号制度検討チーム事務局 企画部情報推進課長 土合 成幸

### 1 検討体制

番号制度導入における行政事務への影響は多岐にわたり、全庁的な体制整備が必要になることから、三鷹市では効果的・効率的に対応を行うため、平成25年5月に三鷹市経営本部規則に基づく庁内検討チームとして、「社会保障・税に関する番号制度検討チーム（以下「検討チーム」という。）」を設置した。検討チームのリーダーは企画部長、サブリーダーは市民部及び健康福祉部の調整担当部長とし、メンバーは番号制度への対応が必要となる関係課（23課）の課長職を中心とした。事務局は企画部情報推進課及び企画経営課が務めている。

第1回目の検討チーム会議では、市長による「番号制度導入を事務の見直し、市民サービスの向上を図る契機として、全市全職員が関係者である」旨の挨拶の後、当時の総務省住民制度課長に番号制度の概要説明（「番号制度について」）を実施していただき、チーム発足の機運とした。この検討チームは全体進捗の確認及び方針決定を行う場としており、実際の検討する場として、四つのワーキング・グループ（以下「WG」という。）と一つのサブWGを設

置している。

### 2 検討内容

#### （1）窓口業務・サービスのあり方の検討WG

窓口業務における、特定個人情報を取り扱う業務の整理・分析（現行業務の洗い出し、関係部署の特定）に関する検討の他、個人番号を活用した新たな住民サービスの提供についても検討対象としている。平成25年度は番号法別表1、2及び独自利用業務の洗い出しと整理を行うための、全庁への影響調査を実施した（26年2月）。調査では、各課で扱う特定個人情報や業務の根拠となる条例等の整理も同時に実施した。調査票の質問項目については、他WGとも協議しつつ作成した。

#### （2）個人情報保護に関する検討WG

特定個人情報保護評価（以下「PIA」という。）における対象、評価方法、体制（個人情報保護委員会、第三者点検の実施等）の整理の他、個人情報保護条例等の見直しに関する検討を行った。特に、PIAに関して、JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）で実施している試験的な取組み（PIA 試行）に参加し、市民部保険課において国民

健康保険事業（資格・賦課事務）を対象に試行を行った。

### （3）条例改正に関する検討WG

条例改正の有無は、対象業務・根拠条例等の特定が必要となるため、全庁影響調査の中に条例改正に係る調査項目も含め、効率的に調査が行えるようにしている。全庁影響調査の回答結果から、番号制度の対象となる事業について整理し、「番号法別表に該当する市の事業一覧」を作成した。

### （4）市民・職員に関する検討WG

先述の全庁影響調査を実施する際に、職員が番号制度を理解していなければ、調査の正確性や粒度が下がり、最終的に手戻りが発生するおそれがあったため、調査に先立ち、職員として必要な知識の習得、制度への理解を深めるために、職員への制度の周知を行う必要があった。そこで、全庁職員に対して、情報共有・知識向上を図るため、制度概要をまとめた「三鷹市職員のための番号制度ハンドブック（導入編）」を作成した（26年1月）。このハンドブックは職員の他、個人情報保護委員会等における番号制度の説明用資料としても活用している。



三鷹市職員のための番号制度ハンドブック（導入編）

### （5）システム開発・導入に関する検討サブWG

番号制度では、窓口業務システムの改修が主な作業となることから、本WGは窓口業務・サービスのあり方の検討WGのサブWGとしている。

自治体内の宛名情報を一元管理するための団体内統合宛名システムの整備等、番号制度の運用に必要なシステム開発等の方針・範囲等の整理に関する検討を行う他、必要な予算措置についても検討内容としている。

### 3 全庁影響度調査結果

平成26年2月に実施した調査では、調査を実施した部署は50、回答対象となった事業は291であった。主な調査結果は次のとおりである。

①基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を取り扱う業務（258）、②課税（所得）情報を取り扱う業務（93）、③個人情報を個人番号で管理している（68）、④個人情報をシステムで管理している（121）、⑤番号法別表に該当する（145）、⑥個人情報の照会を庁内にしている（122）、⑦個人情報の照会を庁外にしている（76）、⑧個人情報の提供を庁内にしている（93）、⑨個人情報の提供を庁外にしている（104）、⑩身分証による本人確認を行っている（52）、⑪申告書、申請書等を提出してもらう（192）、⑫カード・利用者証を発行している（56）

これらを番号制度への対応・検討項目別に大別すると、特定個人情報の利用（①②）、個人番号の利用（③）、特定個人情報ファイルの利用（④）、条例改正（⑤⑥⑦⑧⑨）、個人番号カードによる本人確認（⑩）、マイ・ポータルの利用（⑪）、個人番号カードの独自利用（⑫）となる。

### 4 今後について

平成26年度は、上記の回答結果に基づき、制度導入に向けた具体的な課題の検討及び作業を実施していくが、条例改正やPIAなど、担当各課で実施しなければならない作業については、職員の負担軽減のため、スケジュールや作業量、実施方法についても明確に提示していくことが急務であると考えている。